

日本防災士会福岡県支部 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、日本防災士会福岡県支部（以下「本支部」という。）の会員が、本会の運営及び諸事業に対し有する権利・義務について定めたものである。

(性格)

第2条 会員は、日本防災士会福岡県支部規約（以下「本支部規約」という。）に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えとなると共に、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

(会員の種類)

第3条 会員は、本支部規約第5条に定めるとおりとする。

- 2 賛助会員及び協力会員については、特定の知識・技能・経験は問わない。

(会費)

第4条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 5,000円 (本部へ納入)
- (2) 賛助会員(個人) 2,000円
- (3) 賛助会員(法人・団体) 10,000円
- (4) 協力会員 0円

- 2 会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヵ年とする。

(会費の納入)

第5条 正会員は、特定非営利活動法人日本防災士会に対して会費を納入し、賛助会員は、本支部に対して会費を納入する。

- 2 会員は、毎年、当該年度の会費を年度当初までに納入するものとする。ただし、年度の途中で新たに入会した会員は、別表のとおり納入するものとする。
- 3 当該年度の会費を4月末日までに納入しなかった者は、会員資格は停止する。
- 4 納入した会費は返還しない。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守に努めなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席
 - (2) 事業活動への参加及び支援
- 2 会員は、本支部が定める会員の倫理規定を順守しなければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程は、**理事会**の議決によって変更することができる。

- 2 この規程を変更した場合、支部長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

— 付則 —

(執行)

本規程は、2026年4月18日からとする

【別表】年度の途中に新たに入会した会員の会費について

正会員

特定非営利活動法人日本防災士会定款及び同会員規程に定めるとおり

賛助会員（個人）

納入日	金額	有効期間
4月～9月末	2,000円	納入日～当該年度末
10月～12月末	1,000円	納入日～当該年度末
1月～3月末	2,000円	納入日～翌年度末

賛助会員（法人・団体）

納入日	金額	有効期間
4月～9月末	10,000円	納入日～当該年度末
10月～12月末	5,000円	納入日～当該年度末
1月～3月末	10,000円	納入日～翌年度末